

令和6年度第2回沖縄県盛土等規制検討委員会(R7.3.26) 意見対応表

■主な委員意見と対応方針

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
1	規制区域指定について	<p>特盛区域の保全対象には道路がすべて含まれるということだが、交通量の多い路線や、万が一土砂崩れが生じた際に人命への影響が懸念される箇所の保全対象について、人家等の保全対象への被災影響が大きいものや、道路寸断によるライフラインへの影響が大きいもの等、道路の重要性からランクアップするような考え方もあるのか。(委員)</p>	<p>重要路線周辺の建物の耐震化や道路寸断の影響を考慮した土砂災害への対応については、重要課題であり、県内でも別途議論が進められている(国土強靱化計画関連や緊急輸送道路検討会議等)</p> <p>盛土規制法の基礎調査要領では、重要路線の重みづけ等の取扱いの具体的な記載がないため、重要路線周辺の耐震化や防災強化とあわせて議論していきたい。(事務局)</p> <p>宅造区域が集落等を保全対象としているのに対し、特盛区域は道路や公共性のある施設等を保全対象としている。沖縄県では農道や林道も含めすべての道路を保全対象として重要視しており、安全側の考え方を採用している。(事務局)</p>
2	規制区域指定について	<p>宅造区域と特盛区域の指定に関して5年ごとに見直すということだが、例えば大規模なレジャー施設等のような急速に開発が進む事例の場合、事案に応じて場合分けして考えた方が良いのではないか。ある区域はゆっくり開発される、一方は急速に開発されるような場合は、5年を待たずして区域を見直す等の仕組みも必要ではないか。(委員)</p>	<p>盛土規制法の基礎調査は、概ね5年ごとの調査、見直しとされている。</p> <p>大規模開発や規制区域外での開発地区等を個別に区域指定する仕組みについて、規制区域の指定は法的な手続きフローもあるため、それらもあわせて検討する。(事務局)</p> <p>沖縄県では県下を地区や箇所等に分けて、毎年基礎調査を実施する仕組みも考えている。そのなかで急速に開発され個別に調査や見直しが必要と考えられる場合は、個別基礎調査に入れ込む等の対応を考えたい。(事務局)</p>

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
3	規制区域指定について	<p>沖縄県の指定離島に該当しない離島(規制区域外となる離島)については土が集中して持ち込まれる可能性があるが、もし観光客等の人が入り込んだ場合の災害リスクも考慮する必要があるのではないか。(委員)</p>	<p>指定離島は、県 HP にて最新の状況が公表されており、土地利用状況を勘案し、また市町村長との協議により指定及び解除がなされている。すべての離島となると小規模な岩礁等を含む 600 以上の島が対象となり、位置や範囲等の把握が困難なため、地図上での位置や範囲、土地利用の位置づけが確認できる離島(指定離島)を規制区域とすることを基本的な方針としている。(事務局)</p> <p>盛土規制法の目的は人命・身体・財産を守ることであるため、保全対象の存在や土地利用が確認できない無人島を規制区域とすることについては慎重な検討が必要である。その上で、規制区域外となった無人島に建設残土等が不法に投棄されるような状況があれば、関係機関とも協議・連携して対応を検討する。(事務局)</p>
4	規制区域指定について	<p>離島は島全体を一律指定するという基本的な考えについて、大規模な離島で道路等から一定の離隔が確保できているような範囲でも広く区域指定される可能性があるが、保全対象との離隔等の条件に応じて一部白地地域とするような考え方もあるのか。(委員)</p>	<p>白地地域(規制区域外)の候補についても基礎調査要領に基づき抽出するが、県外の先行自治体事例を確認したところ、スキマの無い規制という法の趣旨や、規制区域内から規制区域外へと土が持ち込まれるリスク等を踏まえ、多くの自治体が同一の陸域内に部分的な白地地域を設けない規制区域としていた。(事務局)</p> <p>また、沖縄県と同様、離島を多く有する自治体の事例もふまえ、保全対象や土地利用の確認できる離島については島全体を規制区域とすることを基本的な方針としている。(事務局)</p>

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
5	既存盛土調査について	<p>今後新しい盛土工事が出た場合に、例えば平地盛土や小規模な盛土等の明らかに安全性が相対的に高いものについては許認可が不要で、他方、小規模なものでも腹付け盛土になるものは申請が必要とする等、今後の許認可の運用段階の対応を検討する上で、この既存盛土等調査の結果を活かすことは考えていないのか。(委員)</p>	<p>机上分布調査で約 800 箇所を抽出した上で、現地確認をおこない、既に変動がみられるような危険性・優先度が高い箇所を監視対象や追加調査対象として振り分ける作業を進めている。県として既存盛土の危険性をどのように重みづけるかは、今後の検討となる。(事務局)</p> <p>盛土規制法で示される基準を超えるものは全て許可や届出の対象となるが(緩和不可)、盛土等の構造に関する技術基準は、施工場所や盛土の規模等により区分されている。</p> <p>また、既存盛土の優先度評価では、許認可を受けて適切に施工がなされた平坦地に位置する盛土は「当面の間対応不要」とする等、客観的に安全性が高いと判断される盛土等については差別化する仕組みとなっている。今後は許可を受けて施工された盛土等もすべて既存盛土等としての管理が求められるため、管理の中で対応の要不要を判断することとなる。(事務局)</p>
6	既存盛土調査について	<p>一部の離島のような詳細な地形データが存在しない地区は、既存盛土等の把握を今後どのようにおこなっていくのか。近年では、衛星画像を用いることも効果的とされている。(委員)</p>	<p>現時点は 1/25,000 地形図等の国土地理院の公表資料等で抽出しているが、今後新たに詳細な地形図や空中写真が取得された場合は基礎調査で再抽出を行うなど補完していく。国もデータ活用やオープンデータ化を推奨する中で、今後は調査や監視に必要な基礎データがさらに充実していくものと考えている。(事務局)</p> <p>また、令和 5 年に盛土規制法が施行</p>

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
			されて以降、既存盛土や地盤変状に関する情報が県の盛土対策部局(本委員会事務局)に集まるようになってきており、多くの通報や相談を受けている。情報の集約も含め、関係機関や市町村担当職員とも連携することで今後監視等の体制も充実していくものと考えている。(事務局)
7	既存盛土調査について	既存盛土の優先度評価が高いランクを対象として宅地カルテをとりまとめる旨が示されているが、そのランクは何を対象としているのか。また、低いランクの箇所は経過観察をおこなう等の対応も必要であるため、とりまとめる様式が不足するのではないか。(委員)	示しているカルテ例は詳細な内容であり、優先度が高いものに限定している。カルテ対象となるランクをどの範囲とするかも基礎調査の中で決定していく。また、それ以外の盛土等は経過観察をおこなう必要があるため、とりまとめる様式や経過観察の頻度・方法等も基礎調査の中で決定していく。なお、経過観察は変動予測調査の経過観察マニュアルが整備されているため、当基準を参考とすることも考えている。(事務局)
8	既存盛土調査について	既存盛土等調査のなかで、一時的な土石の堆積はどのように把握するのか。(委員)	現地踏査では、集落背後の崩落土砂の撤去後仮置きのようなもので長期間放置されていると思われるようなものも確認できており、基礎資料となるオルソ画像等の判読で抽出できている。ただし本当に一時的な堆積については把握が難しいため、市町村担当職員へのヒアリングや住民からの通報を取り込む等、漏れのない把握に努めている。(事務局)
9	既存盛土等調査	土石の堆積について、「一時的」の期間は規定されているのか。長期供用しないものはすべて一時的として扱うのか。(委員)	盛土規制法上の一時堆積期間は5年という上限規定がある。 5年を超える場合は(恒常的な盛土として)許可など別途手続きが必要となる。(事務局)

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
10	既存盛土等調査	他県で谷埋め盛土が崩れた際に、排水設備がなかったことがその要因となり緊急点検が行われた経緯があるが、既存盛土の安全性把握調査の優先度評価において、谷埋盛土における排水施設の有無も重要な指標になるのではないか。(委員)	現地調査は目視確認を基本とするため、盛土内の排水施設は確認できず、流末等の施設の確認も困難な場合が多いため評価が難しい。排水施設が適切に設置されていない場合や不備がある場合は、盛土が保水しやすく、湧水や湿潤状態で確認できることがあるため、そのような事象で判断することとなる。なお、新たに許可を受ける盛土等は、技術基準の改正により地下排水施設や盛土内排水層等の技術基準レベルが引き上げられている。(事務局) 盛土規制法では中間検査により盛土内の排水施設の設置等を確認することとなっている。(事務局)
11	その他	那覇市も中核市であるため、沖縄県と密に連携しながら、盛土規制法に基づく基礎調査を進めているところであり、前回報告したスケジュールに沿って順調に進んでいる。 規制区域指定については、隣接する自治体と同様に、市域全域を宅造区域として指定する方針で検討を進めている。当委員会で提示された意見も参考にしながら、引き続き県と連携し規制開始に向け取組を進めていく。 (那覇市)	那覇市の盛土規制法の取組進捗を引き続き確認、連携する。(事務局)
12	その他	那覇市において、1mを超える崖を生じる盛土等がすべて許可や届出の対象となることについて、民間事業者等からの意見などは出ているか。(委員)	令和7年度に規制内容の公表やパブリックコメントなど含めた周知広報を予定しているため、その中で制度の周知を広く図っていききたい。沖縄県とも連携し、業界団体など関係者への周知に力を入れていく必要があると考えている。(那覇市) 令和7年度は関係団体に向けた盛土規制法の説明会等も実施し周知を図る予定。(事務局)

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
13	その他	<p>新たな規制に基づき盛土等の安全を確保すべきという側面と、一定規模の工事や仮置きによる盛土等が全て規制の対象となることで民間側・行政側双方の負担が増加するという側面があるはずなので、限られた体制の中で、本当に危険な盛土等をしっかり規制していく観点での制度運用の工夫やメリハリなどの検討も必要と考える。(委員)</p>	<p>効率的・効果的な制度運用の工夫方法などについて、県外先行事例なども参考にしながら、沖縄県と一緒に検討していきたい。(那覇市)</p> <p>令和7年度に、沖縄県における盛土規制法の許可業務や監視業務に関する手引きやマニュアルを作成予定のため、その中で手続きや制度運用の詳細を整理していく。(事務局)</p>
14	その他	<p>検討スケジュールについて、順調に進んでいる部分があれば、県の既存盛土調査等で予定より遅れているという報告もあった。そのような状況で、令和7年度に条例案や基準案の内容等もすべてまとめ、令和8年度から規制開始するというのが、残り1年ちょっとの期間で必要十分な議論ができるのかという点が気になっている。(委員)</p> <p>令和8年度規制開始というスケジュールありきで手続きが進み、本来必要な議論や検討が不十分になってしまうということがないように注意する必要がある。(委員)</p>	<p>令和8年度規制開始というスケジュール案について、令和8年度のいつから規制開始という具体的な開始時期がまだ決定していない。できるだけ早い規制開始を目指して検討を進めるが、検討状況によっては規制開始時期が令和8年度の後ろにずれる可能性もあるため、スケジュール案では、「令和8年度中の規制開始予定」としているところである。(事務局)</p> <p>基礎調査には規制区域指定調査と既存盛土調査の2つがあり、規制開始の法的手続きに直接影響するのは規制区域指定調査である。既存盛土調査は、規制開始後も継続して盛土の安全性を確認や監視する調査を含んでおり、規制開始時期には直接影響しない調査であることを補足しておく。全国9割の自治体が、令和7年度から規制開始予定で、令和5年度に基礎調査、令和6年度に区域指定手続きや条例制定など行うスケジュールとなっているため、先行自治体の事例も参考にしながら検討や手続きを進める。(事務局)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>